

○知事の所管する条例等の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則

平成18年3月28日規則第24号

目次

標題

発令

改正沿革

公布文

題名

目次

第一条（趣旨）

第二条（定義）

第三条（条例第三条第一項の規則

目次 第四条（電磁的記録による保存）

2

3

第五条（条例第四条第一項の規則

目次 等）

知事の所管する条例等の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則

印刷モード

終了